６月２２日に発令された大統領令の非移民ビザ申請者の入国停止措置に関するQ&A（米国）

（2020 年 7 月）

日本貿易振興機構(ジェトロ）

ニューヨーク事務所

ビジネス展開・人材支援部　ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューヨーク事務所が現地法律事務所 RBL PARTNERS PLLC に作成委託し、2020 年 7 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を専門家に別途お求めください。

ジェトロおよび RBL PARTNERS PLLC は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび RBL PARTNERS PLLC が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部　ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ニューヨーク事務所
E-mail：NYA@jetro.go.jp

JETRO

Copyright©2020 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

６月２２日に発令された大統領令の
非移民ビザ申請者の入国停止措置に関する Q&A（米国）

FAQ

Q1.　この大統領令の対象になる外国人について、教えてください。

A1.　6 月 24 日の時点で、米国外にいて、有効なビザ（または渡航許可）を保持していなかった外国人に対し、下記のビザカテゴリーでの入国とビザ発給が 12 月 31 日まで制限されます。

- ▶ H-1B, H-2B ビザ就労者と帯同家族(H-4)
- ▶ L-1A, L-1B ビザ海外転勤者 と帯同家族(L-2)
- ▶ 一部の J-1 ビザ文化交流者 と帯同家族 (J-2)
(対象となる J-1 ビザカテゴリーは、研修生(トレーニー)、インターン、サマーキャンプカウンセラー、教員、オペア、SWT(サマーワークトラベル) プログラム参加者。**その他の J-1 カテゴリーは対象外です。**

Q2.　大統領令の対象外とされる外国人について、教えてください。

A2.　対象外とみなされる外国人は、以下のとおりです。

- ▶ 6 月 24 日時点で有効な H-1B、 H-2B、 L-1、 J-1 ビザを取得していた外国人と帯同家族(H-4、L-2、J-2)
- ▶ 米国内に滞在している H-1B、 H-2B、 L-1、 J-1 ビザ保持者と帯同家族(H-4、L-2、J-2)
- ▶ 上記「対象外」とみなされる H-1B、 H-2B、 L-1、 J-1 ビザ保持者の帯同家族
- ▶ その他の非移民ビザ保持者（E-1、 E-2、 E-3、 O/P、 TN、 F-1 等）
- ▶ 米国の Food Supply Chain に不可欠なサービスを一時的に提供する外国人
- ▶ 米国の National Interest（国益の促進）とみなされる外国人
- ▶ 米国市民の配偶者と子供、および永住権（グリーンカード）保持者

Q3.　L-1 ブランケットビザの申請も影響されますか？

A3.　はい。大統領令は、通常の L-1 ビザと L-1 ブランケットビザを区別していないので、L-1 ブランケットビザ申請者も対象となります。

Copyright©2020 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

Q4.　米国の Food Supply Chain エクセプションについて、詳しく教えてください。

A4.　米国の食品流通に不可欠なサービスを一時的に提供する外国人は、入国制限の対象外とみなされ、ビザの取得と入国が可能です。この要件については、食品の流通にかかわっている企業であれば、対象外として認められる可能性はあります。このエクセプションに該当するかどうかの判断は複雑ですので、専門家にご相談ください。

Q5.　米国の National Interest エクセプションについて、詳しく教えてください。

A5.　米国へ入国することが「米国の国益の促進」とみなされた外国人は、入国制限の対象外とみなされ、ビザの取得と入国が可能です。具体的な要件は、以下のいずれかを証明することです。

(1) 米国の防衛・法執行・外交・安全保障にとって重要な外国人
(2) COVID-19 治療にかかわる医療従事者
(3) COVID-19 を対処するための医療研究を行う外国人、または
(4) 米国の緊急的かつ継続的な経済回復の促進に必要な外国人

このエクセプションに該当するかどうかの判断は複雑ですので、専門家にご相談ください。

Q6.　「対象外」とみなされる場合、今からビザの申請はできますか？

A6.　対象外とみなされる外国人は、ビザ（大統領令の対象となるビザカテゴリー（H1B、L1、J1 等）を除き）の申請ができます。ただし、コロナウイルス感染防止の影響で、在日米国大使館および領事館は現在も非移民ビザ面接を一時的に停止しており、再開日は決定されていません。つまり、ほとんどの新規ビザの申請は面接が義務付けられているので、面接が再開するまでビザの申請ができません。現時点で、ビザの申請が受け付けられているのは、（1）面接が必要ない「郵送申請」、および（2）「緊急面接枠」を通してビザの申請に限られています。

「郵送申請」の条件はこちらのリンク（https://www.ustraveldocs.com/jp_jp/jp-niv-visarenew.asp）で確認できます。

また、米国へ緊急で渡航する必要がある方は、「緊急面接枠」を通してビザの申請が可能かもしれません。緊急として認められるケースはさまざまで、例えば、E ビザ申請者で緊急かつ重要なビジネスがある方も該当します。ただし、　毎年行われるビジネス会議や、緊急性がないとみなされるビジネス活動は、該当しません。緊急面接の条件や申請方法はこちらのリンク（https://jp.usembassy.gov/ja/visas-ja/emergencyappo_ja/）を確認ください。

Copyright©2020 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

Q7.　ESTA での入国に影響はありますか？

A7.　ESTA(ビザ免除プログラム(Visa Waiver Program) を利用する訪問は、大統領令の対象外なので、影響はありません。ただし、大統領令の対象となる就労ビザ（H-1B、L-1 等）が取得できないことを理由に ESTA での渡航を試みる場合、渡米目的は ESTA の範囲内の短期商用や出張の範囲ではなく、就労行為と怪しまれるリスクがあるので、渡米目的が ESTA の範囲内であることを証明できるよう、注意すべきです。

Q8. 現在、日本におり、L ビザを申請する予定でした。今から E ビザへ切り替えることはできますか？

A8.　はい、E ビザは大統領令の対象外なので、E ビザの申請へ切り替えることができます。ただし、ビザ申請者が E ビザの要件を満たしており、米国雇用者が在日米国大使館および領事館を通して、E ビザ企業登録を維持していることが前提となります。また、前述のとおり、在日米国大使館および領事館は一般ビザ業務を停止しているので、郵送申請、または緊急申請による申請に限られます。

Q9.　現在、日本にいますが、パスポートには有効な L-1、H-1B、J-1 ビザ（査証）が既に発行されています。米国へ入国できますか？

A9.　はい。6 月 24 日の時点で、有効なビザを持っている方は、大統領令の対象外とみなされるので、入国はできるはずです。ただし、入国時に、大統領令の対象外であることを入国係官に証明できるよう、ご注意ください。

Q10.　現在、L-1、H-1B、J-1 ビザで米国に滞在しており、ビザはまだ有効です。米国を出国した場合、有効なビザで再入国することはできますか？

A10.　はい。 米国に滞在中の方は大統領令の対象外とみなされるので、米国を出国した場合、有効なビザで再入国することはできます。ただし、有効なビザに加えて、各ビザカテゴリーの補足入国書類（有効な I-797 許可書・I-129S フォーム、DS-2019 等）も必要なので、ご注意ください。

Q11.　現在、L-1、H-1B、J-1 ビザで米国に滞在していますが、I-94 の滞在期限が迫っています。出国せずに滞在を延長できますか？

A11.　はい。I-94 の期限が迫っている場合、米国移民局（USCIS – US Citizenship and Immigration Service） へ滞在の延長 (Extension of Status)を申請できます。I-94 を延長する際の、USCIS へ提出する書類や費用は、ビザの種類によって異なります。I-94

Copyright©2020 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

延長の書類の準備は、ビザの種類にもよりますが、I-94 期限の 90 日~180 日前を目安として準備を開始するべきでしょう。USCIS への申請自体は、I-94 期限までに USCIS が書類を受理さえすれば、合法的に米国に滞在し続けることができますが、少し余裕をもち、I-94 期限の 30~45 日前までには申請することをお勧めします。USCIS の受理が確認できれば、通常は I-94 期限後も、最長 240 日まで合法的に米国に滞在して就労を継続することができます。ただし、延長申請は必ずしも許可される保証はありません。USCISの審査後、延長申請が許可されなかった場合は、却下の通知が届いた時点で、不法滞在とみなされます。

ただし、各ビザカテゴリーの満了期間を超過して滞在を延長することはできませんので、ご留意ください。例えば、J-1 研修生として認められている研修満了期間が 18 カ月だったり、L－1A 就労者として働ける満了期間である 7 年以降の I-94 の延長はできません。

Q12. 現在、L-1 ブランケットビザで米国に滞在しており、有効なビザはありますが、I-94 の期限が迫っていたので、I-94 の滞在延長申請を行いました。延長が許可されたら、出入国はできますか？

A12. はい。L-1 ブランケットビザ保持者の I-94 滞在延長が許可されたら、米国移民局より新しい I-129S が発行されます。この有効な I-129S と、有効なビザ（査証）をもとに出国した場合、再入国が可能なはずです。

Q13. 現在、L-1、H-1B、J-1 ビザで米国に滞在していますが、家族はまだ日本にいて、帯同ビザを申請していません。何とか家族を米国へ呼び寄せることはできますか？

A13. 7 月 16 日に、国務省は特別措置として、6 月 24 日の時点で有効な H-1B、H-2B、L-1、J-1 ビザを取得していた外国人、または米国内に滞在していた H-1B、H-2B、L-1、J-1 ビザ保持者の帯同家族を「対象外」とみなしました。つまり、このような状況の帯同家族は、大統領令から免除され、帯同ビザの申請（H-4 、L-2、J-2)が可能になりました。

Copyright©2020 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載